

**参加仕様書**  
(四日市港管理組合勤怠管理システム導入及び保守管理業務委託)

## 1 目的

四日市港管理組合（以下、本組合という。）では職員の休暇、時間外勤務命令等は紙媒体に記入し、押印による承認、命令により運用している。また、紙媒体の休暇簿、時間外勤務命令簿を確認のうえ手作業により集計し、給与システムに反映させている。

勤怠管理システムを導入することにより、職員の時間外勤務時間をいち早く確認できるようにすることで職員の健康管理を推進するとともに、時間外勤務等の申請・決裁処理及び時間外勤務時間数、休暇取得日数の集計を電子化することにより、効率化を図ることを目的とする。

## 2 業務内容

|           |  |
|-----------|--|
| (1) 業務名   | 四日市港管理組合勤怠管理システム導入及び保守管理業務委託   |
| (2) 履行期間  | 契約の日から令和14年3月31日まで   |
| (3) 履行場所  | 三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル内<br>及び受託会社内   |
| (4) 契約限度額 | 17,544,340円（税込）<br>令和7年度： 0円<br>令和8年度： 9,901,540円<br>令和9年度： 1,528,560円<br>令和10年度： 1,528,560円<br>令和11年度： 1,528,560円<br>令和12年度： 1,528,560円<br>令和13年度： 1,528,560円 |
| (5) 業務仕様書 | 別添「業務仕様書」のとおり  |

## 3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 四日市港管理組合物件関係入札参加資格者名簿（令和8年2月1日適用）に業務「システム開発・管理」で登録されている者であること。
- (3) 四日市港管理組合から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 4 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

- (1) 提出期限 令和8年2月6日（金）17時
- (2) 提出場所 三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル9階  
四日市港管理組合経営企画部総務課
- (3) 提出方法 上記（2）の提出場所に、「参加資格確認申請書（様式第1号）」を2部、持参、郵便または民間事業者による信書便のいずれかにより提出してください。1部は受付印押印後、返却しますので、郵便または民間事業者による信書便により提出する場合は返信用封筒（切手貼）を同封してください。

#### 5 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限 令和8年1月30日（金）17時

- (2) 質問の提出

公募型プロポーザルに関する質問は、質問書（様式任意）にて行い、電子メールにより下記18担当者【E-MAIL : soumu@yokkaichi-port.or.jp】あてに添付提出すること。メール送付後、確認の電話を入れること。

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年2月4日（水）17時までに四日市港管理組合ホームページ入札情報に掲載します。

#### 6 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

- (1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「参加資格確認申請書（様式第1号）」等により資格審査を行います。

- (2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、申請者の参加資格がないと認めた場合のみ、令和8年2月10日（火）17時までにメールにより通知する予定です。

#### 7 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記6（1）の資格審査において参加資格があると認められた者のみ提出することができます。

- (2) 提出期間等

ア 提出期間 令和8年2月12日（木） 8時30分から  
令和8年2月20日（金） 17時まで

イ 提出場所 上記4（2）と同じ

ウ 提出方法 郵送又は持参すること。ただし、持参の場合は、提出期間のうち、土曜日、日曜日、祝日を除く、平日8時30分から17時15分まで（提出期間の最終日は17時00分まで）とする。なお、郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、企画提案書等が提出期限内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。

(3) 企画提案書等の内容及び提出部数

ア 内容

| 番号 | 項目                    | 様式   | 記載内容   |
|----|-----------------------|------|--|
| 1  | 企画提案書表紙（様式2）          | 指定様式 | 様式2を使用して、必要事項を記載してください。  |
| 2  | 企画提案内容                | 任意様式 | <p>以下の項目について、実際に履行可能な内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システム連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県の給与システムとのデータ連携方法</li> </ul> </li> <li>○業務遂行体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務における組織体制</li> <li>・本業務実施スケジュール</li> </ul> </li> <li>○運用保守 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時における対応</li> <li>・障害発生時における対応</li> </ul> </li> <li>○導入実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間（R3.2～R8.1）で地方自治体における勤怠管理システムの導入（更新を含む）実績</li> </ul> </li> <li>○独自提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外に管理組合の業務改善につながる具体的な提案</li> </ul> </li> </ul> |
| 3  | 四日市港管理組合勤怠管理システム機能調査表 | 指定様式 | 令和9年1月1日時点で具備できる機能について、別紙「四日市港管理組合勤怠管理システム機能調査表」に記載してください。   |
| 4  | 会社概要書                 | 任意様式 | 会社の名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、支店・営業所等の拠点を記載してください。なお、会社のパンフレット等があれば添付してください。  |
| 5  | 経費見積書                 | 任意様式 | <p>見積書の内訳として、以下の2点が分かるように記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①構築・導入経費と②運用保守経費（令和9年1月1日～令和14年3月31日まで）</li> <li>・令和8～13年度の各年度における費用の内訳及び総額</li> </ul>  |

## イ 部数

| 番号 | 項目                    | 部数  | 規格       |
|----|-----------------------|-----|----------|
| 1  | 企画提案書表紙（様式2）          | 10部 | A4判・両面印刷 |
| 2  | 企画提案内容                | 10部 |          |
| 3  | 四日市港管理組合勤怠管理システム機能調査表 | 10部 |          |
| 4  | 会社概要書                 | 10部 |          |
| 5  | 経費見積書                 | 1部  |          |

## 8 最優秀企画提案者の選定

### （1）企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する四日市港管理組合勤怠管理システム導入及び保守管理業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、最優秀提案者を選定します。

### （2）プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

- ア 日時 令和8年2月27日（金）午後から
- イ 場所 三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル9階 第1会議室
- ウ 時間 提案者ごとに時間を設定のうえ別途連絡します。（提案説明15分、質疑15分程度）
- エ 説明者 当該事業を受託した場合に、実際に業務を担当される方を説明者としてください。
- オ その他 プrezentationは事前にご提出いただく企画提案書等のみを用いて行うものとします。

### （3）評価項目（ウェイト）

- ア システム機能（20）
  - ・機能要件を満たしているか。  
（「四日市港管理組合勤怠管理システム機能調査表」参照）
- イ システム連携（10）
  - ・三重県の給与システムとのデータ連携方法は適切であるか。
- ウ 業務遂行体制（20）
  - ・本業務を円滑に実施できる適切な執行体制、十分な人員が確保されているか。
  - ・システム更新が確実に実施できるスケジュールとなっているか。
- エ 運用保守（20）
  - ・システム等の安定的かつ適切な稼働を見込める運用となっているか。
  - ・障害発生時に速やかに対応できる体制となっているか。
- オ 導入実績（20）
  - 過去5年間（R3.2～R8.1）に、官公庁において、提案システムと同じシステムを導入（更新を含む）した実績を有しているか。
- カ 價格（5）
  - 積算の妥当性及び経費節減に配慮した金額となっているか。
- キ 独自提案（5）
  - 仕様書に定める以外に、管理組合の業務改善につながる具体的な提案が含まれて

いるか。

- (4) 選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 選定の結果については、各提案者に対して文書により通知します。

## 9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実に反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかつたとき。

## 10 契約方法に関する事項

- (1) 上記8により選定された最優秀提案者は、上記3(4)に関する次のa又はbによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、提出日から前6か月以内に発行されたものに限ります。
  - a 県内に本店を有する事業者
    - (a) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書
    - (b) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）
  - b 県外に本店を有する事業者
    - (a) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（※県内に営業所等を有する場合のみ）
    - (b) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）
- (2) 当該業務を履行できると四日市港管理組合管理者が判断した企画提案者であつて、四日市港管理組合財務規則第87条第2項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。
- (3) 契約条項は、四日市港管理組合経営企画部総務課 総務担当において示します。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、四日市港管理組合財務規則第97条各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 契約書は2通作成し、四日市港管理組合及び受託者の双方各1通を保有するものとします。
- (7) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とします。
- (8) 契約は、四日市港管理組合経営企画部総務課 総務担当において行います。

## 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 1 2 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

## 1 3 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領」に基づく資格（指名）停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 1 5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止措置を講じます。

## 1 6 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。
- (2) 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

## 1 7 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、プロポーザル参加者の負担となります。
- (2) 企画提案されたものは、経費見積書（上記7（3））の中ですべて実現できるものと判断します。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。
- (4) 提出された全ての書類は、四日市港管理組合情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) その他必要な事項は、四日市港管理組合財務規則に規定するところによります。

## 1 8 担当課

〒510-0011 三重県四日市市霞二丁目1-1

【参加申請手続に関する事項】

四日市港管理組合経営企画部総務課 管財・契約担当  
電 話：059-366-7009  
FAX：059-366-7048

【業務内容に関する事項】

四日市港管理組合経営企画部総務課 総務担当  
電 話：059-366-7006  
FAX：059-366-7048  
E-MAIL：soumu@yokkaichi-port.or.jp